

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和 4 年 8 月 10 日

広島県監査委員	緒方直之
同	桑木良典
同	奥兆生
同	川上俊幸

第 1 監査の請求

1 請求人

広島市在住 A

2 請求書の提出日

令和 4 年 6 月 13 日（月）

3 請求の要旨

請求人から令和 4 年 6 月 13 日付けで提出された広島県職員措置請求書及び同月 21 日付け補正書の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 契約について

令和 3 年 7 月 8 日付けで、広島県（以下「県」という。）と B が締結した小売業 E C イノベーション実装支援事業管理・運營業務に係る委託契約（以下「本件契約」という。）は、次のとおり違法・不当である。また、業務が適正に履行されていないにもかかわらず、県は B に対し委託料を支払った。

ア 本件契約は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約により締結されているが、「委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について」（令和 4 年 3 月 22 日総務事務課長通知）に示された契約方法を随意契約とすることができる場合のいずれにも該当していない。

イ 県の契約は一般競争入札が原則である。「ひろしまサンドボックス」の「地域産業

IoT 等活用推進事業：AI/IoT 実証プラットフォーム事業（ニューノーマル提案型）」
（以下「D-EGGS PROJECT」という。）管理・運營業務を受託している企業の中でも、
Bのほかに IPO 等企業育成を得意とする企業はあり、本件契約に当たり、県が一般
競争入札を行わなかったことは違法・不当である。

ウ 県は、Bが令和2年度からD-EGGS PROJECTの管理・運營業務の委託を受けており、
誠実な履行が見込めるとして本件契約に係る契約保証金を免除しているが、実際には
D-EGGS PROJECT 管理・運營業務においてBは再委託を受けているのみであり、虚
偽の理由で契約保証金を免除したものである。

エ 契約書では、本件契約の履行場所は「広島県内」となっているが、県内で履行した
証拠がない。

オ 本件契約に基づきBが管理運営を行った「小売業ECイノベーション実装支援事
業」（以下「補助事業」という。）において、補助を受ける事業者は「令和3年度小売
業ECイノベーション実装支援事業補助金（県内小売事業者）公募要領」（以下「公
募要領」という。）に定める募集テーマ・要件を満たすECサイトを構築する必要が
あるが、Bが適正に支援業務を行わなかったため、要件を満たしたECサイトが構築
されていない。

(2) 講ずべき措置について

県はBに対し、不正に支出された19,965,000円を返還させるべきである。

(3) 個別外部監査の実施について

委託業務は高度なIT技術を行使することが要求されており、IT技術に精通した
者による個別外部監査の実施を求める。

4 請求の要件審査等

(1) 広島県職員措置請求書の補正について

令和4年6月13日に提出された広島県職員措置請求書の内容に不備が認められたた
め、同月16日付け広監委第62-1号により補正を求めた。

請求人は、同月21日付けで補正書を提出した。

(2) 請求の要件審査について

本件住民監査請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施
した。

(3) 個別外部監査について

請求人は、外部監査を求める理由として「主業務は高度なIT技術を行使するこ
とが要求されており、一般の監査業務では違法不正の発見が困難である」と主張する。

この点について、住民監査請求で問題となるのは、委託契約に係る相手方の選定か
ら履行確認までの一連の行為が違法・不当な財務会計上の行為に当たるかどうかであ
り、本件契約に係る住民監査請求の監査に当たり高度なIT技術の知識を必要とする

ものではない。

なお、本件契約に係る業務の履行確認については、業務が県内で行われたことのほか、仕様書に定める委託業務の内容（プロジェクト設計（運営方針、実施手法及び全体スケジュール設定）、選定及び事業化実装支援（事前相談対応を含む。）、プロモーション、プロジェクト全体の進捗管理）が適切に実施されているかを、Bが関わったECサイトの構築の過程や構築された各ECサイトの機能から確認するものであり、IT技術の知識を持つ者の技術的な分析を必要とするものではない。

以上のとおり、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うことが相当であると認めるに足りる理由はないと判断した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 本件契約の契約方法は違法又は不当なものであったか。
- (2) 本件契約に係る契約保証金の免除は違法又は不当であったか。
- (3) 本件契約に定める業務は適正に履行されたか。
- (4) 本件契約により、県に財産上の損害が発生したか。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年7月15日に請求人の陳述の聴取を行ったところ、新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

3 監査の対象機関

法第242条第5項の規定に基づき、令和4年7月21日に商工労働局に対する監査を実施した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

(1) 契約の締結について

ア 本件契約は、「委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について」（令和2年5月1日 総務事務課長通知）により、法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行う際に必要とされる①業務の実施において特殊な資格・能力等が必要であること（特殊要件）、②選定する相手方が必要な資格・能力等を有していること（実施能力）、③選定する相手方以外に必要な資格・能力等を有する者がいないこと（非代替性）の観点から、受託者を選定し契約したものである。

また、この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大で顕在化した諸課題をデジタル技術を活用して克服することで、広島における「新しい日常」を構築し、地域経済

の活性化を図ることを目的とする D-EGGS PROJECT による取組を活用して、新たに小売業に対する支援を実施するものである。

①業務の実施に当たっては、D-EGGS PROJECT に関するノウハウが必要であり、当該業務には特殊要件が認められること。

②BはD-EGGS PROJECT の事務局に参画し、主に事業創出支援業務を担当していたことから、同事業に関するノウハウを持っているとともに、同事業の取組を小売業支援に活かす実施能力を有していること。

③それらを高い精度で満たす者はBのほかにおらず、非代替性が認められること。
イ アで述べたとおり、D-EGGS PROJECT の取組を活用するため、①特殊要件、②実施能力、③非代替性を満たすBと随意契約を行ったものであり、一般競争入札を実施しなかったことは違法・不当ではない。

ウ D-EGGS PROJECT 管理・運營業務において、県とBとは直接には契約を締結していないが、同社も参画する企画提案を基に委託契約を締結し、同社に再委託することを県が承認した上で業務を行っていることから、本件事業と同様の業務を誠実に履行した実績を有すると判断し、契約保証金を免除したものである。

エ 契約の履行場所を「広島県内」としていることについては、県及び県内小売事業者に対して業務を実施するものとして定めたものである。Bは県及び県内小売事業者に対して適切に業務を行っていることを確認している。

オ 各事業者が提案した事業モデルが公募要領に記載した募集テーマ・要件を満たしているかについては、新規事業サイトの開設や既存サイトの改修、サイト上でのクーポン・メールマガジン機能の導入、商品・サービスの新規開発・販売など、マーケティングサイクルの考え方が組み込まれた事業構造となっていること、国外販売向けに商品を掲載した越境ECサイト等への50SKU以上の商品が掲載されていることなどを、事業者のサイトの閲覧や売場の実地検査を行うとともに、事業者が提出した補助金交付申請書及び補助事業実績報告書などの記載内容を検査することにより確認した。

カ Bの支援の状況については、専門家による事業計画の具体化・精緻化の支援のための会議や、事業者と事業パートナーとのマッチングの現場に同席することなどにより、事業期間中の業務の適正な履行を確認した。

(2) 損害の発生について

本件契約については、法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、適正な事務手続により随意契約を締結したものであり、かつ、受託者であるBは適正に業務を履行していることから、県の損害は発生していない。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係は、次のとおりである。

- (1) 令和2年9月にD-EGGS PROJECTの管理・運営業務の委託に係る公募型プロポーザルが実施され、審査の結果、Cの企画提案が採択された。同年10月26日付けで県とCは、D-EGGS PROJECT管理・運営業務に係る委託契約を締結した。同日、Cから県に対し、Bへの「事務局業務（主に事業創出支援）」の再委託を含む3者への再委託承認申請書が提出され、県は承認した。
- (2) 令和3年7月8日付けで県とBは、本件契約（契約額19,965,000円（消費税含む））を随意契約により締結した。契約締結に当たり、県は契約保証金を免除した。
- (3) 令和3年7月16日から同年8月31日まで、県は本件契約により業務の管理運営を委託する補助事業の公募を行った。

公募要領によると、公募に当たっては、募集テーマ・要件として、「顧客獲得→囲い込み（ロック・イン）→ファン化」の顧客価値最大化の好サイクルを事業アイデアに組み込むこと、令和3年度から令和5年度のECによる累計売上増加額が補助金申請額の5倍以上となる事業計画であること、令和3年度50商品（SKU）以上、令和3年度から令和5年度（累計）150商品（SKU）以上を越境ECで販売する事業計画であること、事業成果が県内に波及する事業計画であることが求められていた。

公募において、Bは相談窓口・応募に関する問い合わせ対応を担当し、県は補助金交付窓口を担当した。

- (4) 令和3年11月、審査の結果、応募があった15事業のうち6事業が補助対象として採択された。採択事業について、Bによる支援等を実施するとともに、県は各事業者に対し補助金交付決定を行った。
- (5) 令和4年3月、補助金が交付された各事業者から県に対し実績報告書が提出され、補助金額が確定した。
- (6) 令和4年3月31日付けでBから本件契約に係る完了通知書（実績報告書）及び成果物が提出された。同日、県は検査（履行確認）を行い、同年4月8日委託料の額の確定を行うとともに、5月24日に委託料19,965,000円を支払った。

2 判断

以上のような事実関係の確認などにに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

- (1) 本件契約の契約方法は違法又は不当なものであったか。

ア 請求人は、本件契約は随意契約が認められる事例に当たらないと主張する。

「委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について」（令和2年5月1日 総務事務課長通知）にある法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）により随意契約によることができる場合のうち、「業務の

特殊性から受託者が特定されるもの」に該当するか、前述の①特殊要件、②実施能力、③非代替性について検討する。

なお、請求人は、「委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について」（令和4年3月22日付け 総務事務課長通知）を証拠として提出しているが、本件契約の時点ではこの通知は発出されておらず、同通知により廃止された同標題の令和2年5月1日付け総務事務課長通知を採用する。

- ① 本件はD-EGGS PROJECT の取組を活用し、新たに新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けている小売業の支援を行うものである。よって、適切な支援を行うためには、D-EGGS PROJECT に関する専門的知識を有し、事業のマッチングや事業計画のブラッシュアップ、事業化に向けた伴走支援など、業務の実施において特殊な能力等が必要であることが認められる。
- ② Bは、本件契約と同様の業務であるD-EGGS PROJECT において事務局の構成員として事業創出支援業務を担当しており、県はその履行状況や実績について確認していることから、Bは業務に必要な実施能力を有していると認められる。
- ③ 上記のとおりBが業務に通じていることは認められるが、非代替性に関してはBが本件業務を実施できる唯一の者であることの説明が客観的かつ具体的な根拠を示してなされているとは認められない。

イ 請求人は、D-EGGS PROJECT の事務局を構成する4者の中にもIPO等企業育成を得意とする企業はあり、本件契約に当たり、県が一般競争入札を行わなかったことは違法・不当であると主張する。

D-EGGS PROJECT 管理・運營業務については、Cが代表して県から受託し、受託業務のうち「主に事業創出支援業務」は同社からBに再委託され、他の2者には「主に制作業務」及び「主に経理会計業務」がそれぞれ再委託されている。このことから、D-EGGS PROJECT の事務局を構成する4者のうち、もっとも効果的に事業創出支援業務を行えるのはBの他にはないとした県の判断について、裁量権の逸脱又は濫用があるとはまでは言えない。

- (2) 本件契約に係る契約保証金の免除は違法又は不当であったか。

請求人は、BはD-EGGS PROJECT 管理・運營業務の委託を受けていないことから、本件契約保証金の免除の理由は虚偽であり、虚偽の理由により契約保証金を免除したことは不当であると主張する。

D-EGGS PROJECT 管理・運營業務において、契約者はCであり、Bは直接県と契約していない。よって、本件に係る経費支出の起案において、BがD-EGGS PROJECT 管理・運營業務の委託を受けているとして契約保証金を免除するという記載は事実と異なる。

しかしながら、契約保証金の趣旨は、契約者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金を県に帰属させることで義務の履行を促進することがねらいであり、契約担当職員において納付の必要がないと認められるときには免除することができるもの

である（広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第4条第1項第5号）。

県は、D-EGGS PROJECT 管理・運営業務において、Bへの再委託を承認し、その業務履行状況を把握した上で本件契約では契約保証金による義務履行の促進は必要ないとして免除したものと認められることから、起案に記載された理由は事実と異なるが、今回の免除が違法・不当とまでは言えない。

(3) 本件契約に定める業務は適正に履行されたか。

ア 請求人は、契約の履行場所は「広島県内」となっているが、県内で履行した証拠がないと主張する。

本件業務の目的は県内小売事業者への支援であることから、ここでいう「広島県内」とは県及び県内小売事業者を対象に業務を行うことと解される。Bは東京都内に本社を置いているが、調査の結果、週1回程度の県とのオンライン会議や、各県内小売事業者の担当者を置き、県も同席した上での事業者に対する支援ミーティング等も行っていると認められる。よって、県及び県内小売事業者に対して業務を履行していると認められる。

イ 請求人は、公募要領にある募集テーマや要件を満足するECサイトが構築されていないこと、また、「実装」とはソフトウェアの中に機能が果たせるプログラムを組み込むことを言うが、補助金を受けた事業者のECサイトを確認した限り、そのようなプログラムが組み込まれていないことから、Bは事業者に対する支援業務を適正に行っていないと主張する。

公募要領によれば、この事業は「ECイノベーションで顧客価値最大化の好サイクルを生み出す事業モデルの創出を図る」ことがテーマとされており、本件契約は、ECサイトの構築のみを目的とするものではなく、伴走支援により、この事業モデルの実現を図るものであると認められる。

そして、各事業者が提案した事業モデルが公募要領に沿ったものかについては、採択過程で審査されるとともに、採択された事業については、令和4年3月29日に開催された事業報告会での報告と事業者から提出された補助事業実績報告書により確認されている。

よって、Bは本件契約による業務を適正に行っていると認められる。

(4) 県に財産上の損害が発生しているか。

本件住民監査請求において、請求人は、本件契約は違法・不当であり、受託者であるBは業務を適正に履行していないことから、本件契約による委託料が県に損害として発生すると主張する。

しかし、上記のとおり委託業務については、適正に履行されていると考えられることから、県に財産上の損害が発生していると言うことはできない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第242条第5項の規定により棄却する。

付 記

本件住民監査請求に対する判断は上記のとおりであるが、本件契約については次のような問題点が見受けられる。

- 1 本件契約では、既に実施されている「ひろしまサンドボックス」における D-EGGS PROJECT を活用することによって、事業の拡大を図る観点から、同事業の事務局を構成するうちの1者と随意契約を行ったものであるが、契約の相手方が本件の業務を実施できる唯一の業者であることについて客観的かつ具体的な根拠が示されているとは認められない。

地方自治法は、競争性、公平性の観点から一般競争入札を原則としており、随意契約は、法令等に定める特別な理由がある場合に限り採用できる契約方法とされている。契約に当たっては、法令等の厳格な運用が求められることから、その根拠となる理由についても県民の理解が得られる客観的かつ具体的なものでなければならないことに注意を払い、「委託・役務業務における随意契約を行う場合の留意点について」（令和4年3月22日総務事務課長通知）等を踏まえ、随意契約を行う理由及び業者選定の具体的な理由を明確に示すよう取り組んでいただきたい。

- 2 契約保証金の納付は履行促進の観点から行われるもので、契約担当職員において必要ないと認められる場合は免除できるものであるが、本件契約では、免除の理由について起案に記載された内容が事実とは異なっており、今後は県民への説明責任が果たされるよう、事実に即した正確な記載を行うようにしていただきたい。
- 3 県では、情報システムの適正な開発及び効率的な運用を図ることを目的として「広島県情報システム開発運用要綱」を定めており、当該要綱中に「総括官（情報戦略）は所属における情報システムの構築等を効果的かつ効率的に進めるために必要な支援を行う」と規定している。

本件のような情報技術を用いた委託業務を実施する際には、事前に、その内容、費用及び契約方法等の妥当性について庁内の情報化施策の担当部署に協議するなど、業務の適切な執行が図られるよう努めていただきたい。